

第4章 部門別構想

部門別構想では、全体構想で示したまちの将来像を実現するために、以下の部門に分類し、基本的な方針を示します。

■まちの将来像

持続可能な未来へ ～ 伝統・自然と共生するまち ～

第1節 土地利用の方針

1. ゾーン別土地利用の方針
2. 主要な用途の配置方針

第2節 都市施設の方針

1. 道路・交通体系の整備方針
2. 河川・下水道の整備方針
3. その他の都市施設の整備方針

第3節 都市環境の方針

1. 公園・緑地等の整備方針
2. 都市景観の整備方針

第4節 都市防災の方針

1. 災害に強いまちづくりの方針
2. 総合的な治山・治水・雨水対策の方針

第1節 土地利用の方針

1. ゾーン別土地利用の方針

本市は、海と緑に囲まれた豊かな自然環境に恵まれた都市であり、市民が自然を享受しながら、豊かな生活を送ることができるよう、自然環境との共存を大切にしたい土地利用を推進します。

(1) 森林ゾーン

山間地域は、大部分が森林となっており、人の手の加わらない自然を含む自然度の最も高い地域であることから、その自然環境を後世に継承していく責任があります。

また森林は、水源涵養、自然災害の防止、住環境等に役立っていることから、森林の維持、保全に努めます。

(2) 田園ゾーン

大規模農業が実現可能な平坦地では、農業の土地利用を一層推進します。

中心市街地周辺の農地については、都市的土地利用と農業的土地利用の調整を行い、将来の都市構造等を考慮して、需要に応じた計画的な市街地の形成を目指します。

内陸部一帯に広がる丘陵地については、自然環境が良好な里山や田園地帯であることから、都市的土地利用と農業地域・森林地域との調整を行いながら、需要に応じた計画的な市街化を図るとともに、従前の地形、植生が損なわれないように配慮します。

また、内陸部を流れる宇多川をはじめとする諸河川は、水質の浄化や美化等環境の保全に努めます。

既に市街化されている地域については、良好な住環境の確保等、快適で都市的な環境の創出を目指します。

(3) 沿岸ゾーン

松川浦県立自然公園周辺は、本市を代表する自然景観を有していることから、景観の保全を積極的に進め、その上で、景観に配慮して観光や漁業に利活用します。

相馬中核工業団地、重要港湾相馬港周辺は、工業的土地利用を図る地域として、周辺環境を配慮しながら、より快適な生産環境の創出を目指します。

原釜・尾浜・磯部・蒲庭の一部沿岸地区は、災害危険区域に指定し、住居の用に供する建築物の建築制限を行っています。災害危険区域では、これまでに海岸防災林や

防災緑地の整備、尾浜地区には尾浜こども公園が整備されたほか、磯部地区では低炭素社会づくりの取組としてメガソーラー事業が行われています。他の災害危険区域については、環境に配慮した土地利用に努めます。

また、今後は、必要に応じた用途転換を行うことで、土地利用との調和を図ることを基本とします。

（４）住宅ゾーン（中心市街地）

相馬中村藩六万石の城下町として発展し、中村城跡などの歴史・文化遺産を有する環境を生かしながら、豊かな自然と調和のとれた土地利用を進めます。

居住や都市生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりや、中心市街地で進行している空洞化への対策を推進しながら、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう努めます。

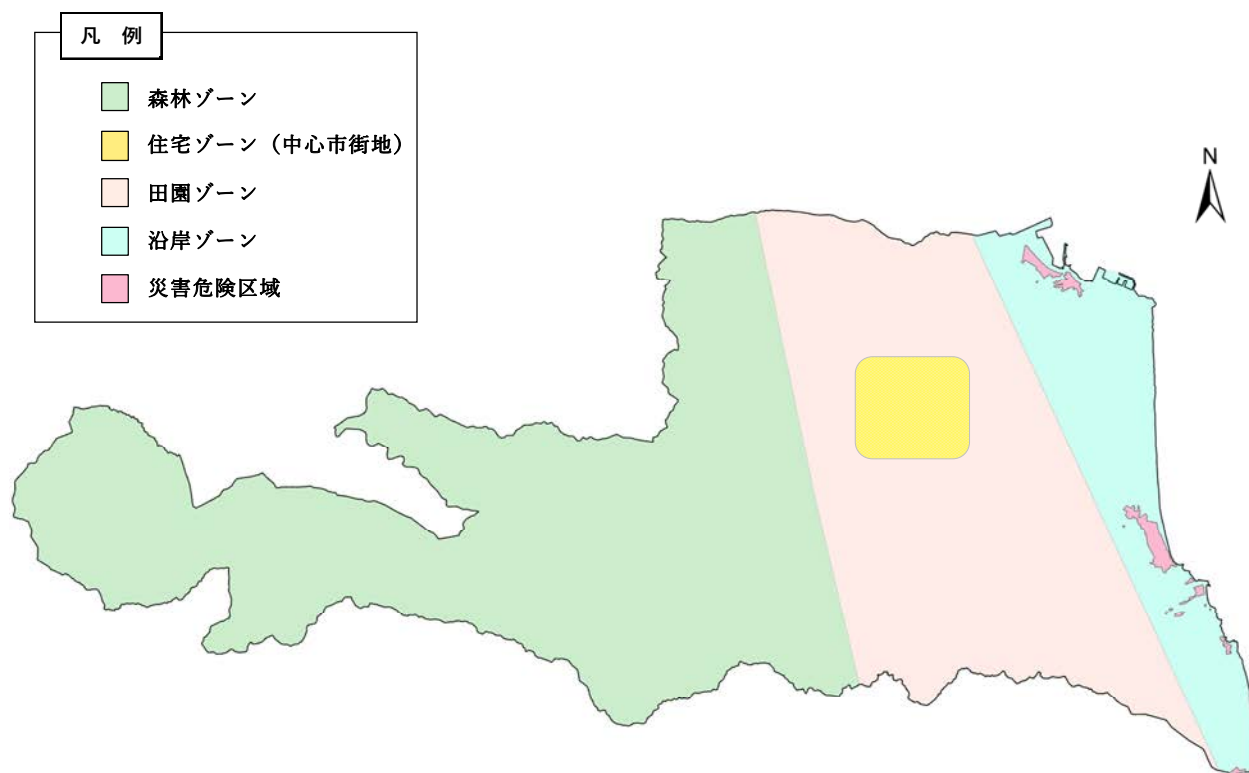


図 基本的な土地利用方針（ゾーン別）

2. 主要な用途の配置方針

東日本大震災による津波等により大きな被害を受けた沿岸部の復興や、近年の台風、大雨、地震により大きな被害を受けた中心市街地等における空き家や空き地への対策など、まちの将来像の実現に向けて、主要な用途（商業地、工業地、住宅地）の配置方針を次のように定めます。

（1）商業地

①中心商業地

- ・本市の中心的な機能を担う商業地として、商業・サービス施設、都市機能の集積を図り、個性豊かな演出により、賑わいと活気あふれる商業地を形成します。
- ・一千年以上の歴史を誇る相馬野馬追や、城下町として発展した本市の歴史・文化遺産を生かした交流活動を促進しながら、多くの人が集う場の形成を図ります。

中心商業地：J R相馬駅周辺

新町地区から塚田地区にかけての商業地

②地域型商業地

- ・観光名所である松川浦沿道（尾浜地区）等において、地域の独自性を生かした特産品販売や飲食店、旅館施設などの集積を図り、多くの人が訪れる地域型商業地を形成します。

地域型商業地：尾浜・原釜地区

③幹線道路型商業地

- ・中心商業地や地域型商業地との連携を図りながら、沿道サービス型の量販店や飲食店など広域的な需要にも対応できる幹線道路型商業地を形成します。

幹線道路型商業地：県道相馬新地線沿道、県道日下石新沼線沿道

(2) 工業地

①工業拠点

- ・工業団地を中心とした工業集積地では、地域産業の育成に向けた企業誘致の促進と環境づくりに努め、地域環境と共生した適切な工業地を形成します。
- ・市内を通過する常磐自動車道、東北中央自動車道などの高規格道路のほか、国道6号などの主要幹線道路が近接している地の利を生かし、本市の産業活力の維持・向上と経済活性化のために工業等用地を積極的に確保し、工業や物流などが集積する工業拠点としての強化を図ります。

工業拠点：相馬中核工業団地東地区
相馬中核工業団地西地区
相馬市北工業団地
相馬市柚木工業団地

②物流拠点

- ・重要港湾に指定されている相馬港は、災害に強い岸壁の整備をはじめ港湾機能を充実させるため、管理者である県に要請し、相馬港の整備促進・機能強化を図ります。
- ・常磐自動車道の4車線化、常磐自動車道や東北中央自動車道等へのアクセス道路の整備により、相馬港の利便性向上を図り、取扱貨物の増加に努めます。
- ・相馬港へのクルーズ船寄港に向けた誘致活動を進め、地域の振興や経済活性化に努めます。

物流拠点：重要港湾相馬港

(3) 住宅地

①市街地エリアの住宅地

- ・良好な市街地の保全を図るため、地区計画等を活用し、宅地の細分化や緑地の減少を防止するなど、きめ細かいまちづくりに努めます。
- ・住宅密集地では、老朽化した住宅の耐震化を支援するとともに、道路やオープンスペース等の都市基盤施設の整備により、災害に強いまちづくりに努めます。
- ・無秩序な市街化が進展している地域では、地区計画の運用や開発行為の適切な指導を行い、良好な市街地の形成に努めます。
- ・幹線道路沿道住宅市街地では、隣接する住宅地の住環境に配慮しながら商業・業務施設・沿道施設と共存した市街地の形成を図ります。また、道路特性に応じた緑化の推進、景観形成を図り、良好な環境の形成に努めます。
- ・市街地で空き地や空き家が増加している現状や、首都圏など他地域からの田舎暮らし志向の高まり等を踏まえ、「空き家バンク制度」「空き家改修等支援」などの補助制度を創設しています。移住希望者への土地・空き家の斡旋等を行うことで、本市への移住・定住の促進を図り、賑わいのあるまちづくりに努めます。

②田園・里山エリアの住宅地

- ・田園エリアでは、自然環境や農地の保全と併せた住環境の改善整備により、農地と住宅地が共存する良好な住宅地・集落地の形成・維持を図ります。
- ・里山エリアでは、里山の保全や農山村景観の維持向上により、豊かな自然環境と調和した、良好な里山集落地の形成・維持を図ります。

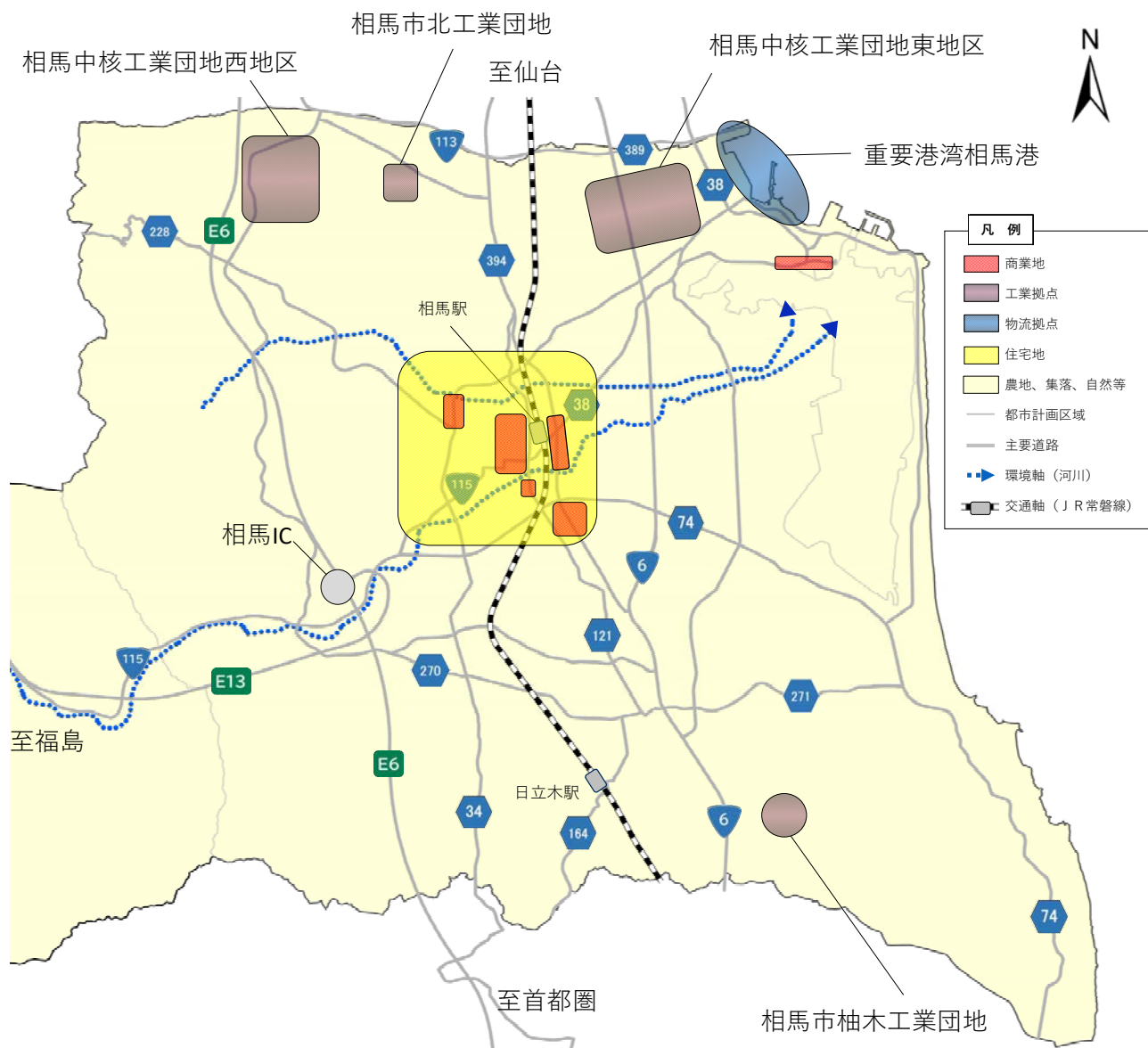


図 土地利用方針

第2節 都市施設の方針

1. 道路・交通体系の整備方針

道路は交通空間としてだけでなく、都市の骨格形成、土地利用の誘導、都市の景観形成、防災空間、居住環境の形成等、多様な役割を有しており、その役割に応じた道路整備を図る必要があります。そのため本市の特性をふまえた計画を策定し、地域の立場に立った総合交通体系の形成を推進します。

また、公共交通施設は、安全性が高く定時性と速達性に優れた交通機関です。高齢化社会がより一層進行していくなかで、自家用車にかわる移動手段を確保する観点から、鉄道とバスを中心とした公共交通機関の果たす役割が重要となります。

本市では、高齢者や自家用車を運転できない人でも安心して暮らすことのできる生活環境が構築できるよう、利便性に優れた公共交通環境づくりに努めます。

(1) 道路体系の整備方針

市内の道路を高規格道路・主要幹線道路・幹線道路・生活道路の4種類に区分し、それぞれの道路の役割に応じた体系的な整備により、円滑な自動車交通を処理する道路ネットワーク化を促進します。

長期間にわたって未整備となっている都市計画道路については、「まちづくりにおける必要性」、「都市計画道路の機能における必要性」、「道路網における必要性」などの視点から見直しを行い、必要に応じて都市計画の変更を行います。

①高規格道路

- ・本市の飛躍的な発展を担っている常磐自動車道の4車線化や、東北中央自動車道の利活用促進などにより、地域間の交流促進と連携強化に努めます。

高規格道路：常磐自動車道

東北中央自動車道

②主要幹線道路

- ・主要幹線道路は、主として地方生活圏及び主要な都市圏域の骨格を構成するとともに、地方生活圏相互を連絡する道路です。本市においては、常磐自動車道や東北中央自動車道への連絡や地域間交通、観光などに対応する路線としての役割を担っています。
- ・通過交通を円滑に機能させ、市街地の交通流動を確保するため、下記の路線を主要幹線道路に位置づけ、国道6号（潜石交差点～新林交差点）や国道115号（中野交差点～大曲交差点）の4車線化や、国道115号の隘路区間の解消などの整備を促進します。

主要幹線道路：南北方向

- ・国道6号
- ・主要地方道相馬亘理線
- ・主要地方道相馬浪江線
- ・県道相馬新地線

東西方向

- ・国道113号
- ・国道115号
- ・主要地方道原町海老相馬線

③幹線道路

- ・幹線道路は、主要幹線道路を補完し、交通の利便性の向上や市街地間相互の連携強化を担う道路です。
- ・交通の安全性や速達性、快適性などを図るため、下記の路線を幹線道路に位置づけ、交通安全施設の整備やバリアフリーなどにより良好な沿道環境の形成に努めます。

幹線道路：

- ・県道日下石新沼線
- ・県道鹿島日下石線
- ・県道相馬大内線
- ・県道山上赤木線
- ・県道磯部日下石線
- ・県道松川浦港線
- ・県道相馬港線

- ・市道椎木初野線
- ・市道坪ヶ迫塚田線
- ・市道新沼原釜線
- ・市道日下石石上線
- ・市道日下石坪田線
- ・市道山上初野線
- ・市道塚部椎木線
- ・市道大洲松川線

④生活道路

- ・市民生活の利便性を確保するための生活道路については、医療機関や公共施設等へのアクセス、及び通学路を重要視するとともに、歩行者が安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。
- ・円滑な交通処理や消防活動困難区域の解消等を図るため、地域住民の協力を得ながら、狭い道路の拡幅やすみ切りの確保等の整備を推進します。

高規格道路		主要幹線道路		幹線道路			
路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名
E6	常磐自動車道	6	国道6号	121	県道日下石新沼線	◇ - 2	市道椎木初野線
E13	東北中央自動車道	113	国道113号	164	県道鹿島日下石線	◇ - 4	市道坪ヶ迫塚田線
		115	国道115号	228	県道相馬大内線	◇ - 5	市道新沼原釜線
		34	(主)県道相馬浪江線	270	県道山上赤木線	◇ -11	市道日下石石上線
		38	(主)県道相馬亘理線	271	県道磯部日下石線	◇ -18	市道日下石坪田線
		74	(主)県道原町海老相馬線	375	県道松川浦港線	◇ -22	市道山上初野線
		394	県道相馬新地線	389	県道相馬港線	◇ -26	市道塚部椎木線
						◇ -16	市道大洲松川線

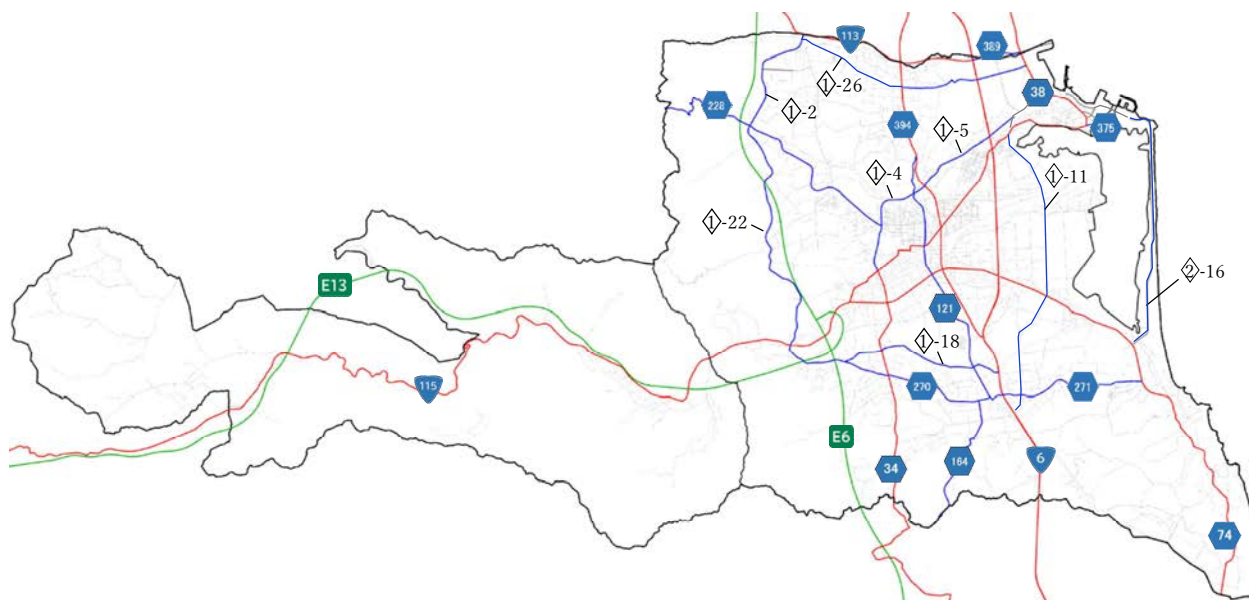


図 高規格道路・主要幹線道路等の網図

(2) 公共交通機関の整備方針

①鉄道

- ・ J R常磐線は通勤・通学・買物の便等、本市と周辺都市を結ぶ重要な交通手段であることから、利用者の需要と運行サービスの調和が図られるよう、関係機関と連携を図りながら、鉄道事業者への要望活動を継続してまいります。
- ・ J R相馬駅周辺は、中心市街地と一体となった駅前広場づくりに努めるほか、ふれあい・交流の場としての役割を担うスペースづくりに努めます。

②バス

- ・ 基幹的な公共道路沿いの人口密度を維持しつつ、市の中心部と主要な周辺集落を機能的に連絡させることで、すべての世代で利用しやすい公共交通ネットワークの形成に努めます。
- ・ バスサービスを提供する交通事業者をはじめ、サービスを受ける利用者、公共交通と地域活動に関連する医療・福祉・商業施設等と連携し、地域一体となった持続的な公共交通システムの構築を目指します。
- ・ 交通事業者との連携を図りながら、需要に応じた運行の実施により、利用者の利便性向上に努めます。

バスサービス：高速バス

生活路線バス

おでかけミニバス事業

2. 河川・下水道の整備方針

本市では、市街地の多くが河川等に近接しています。水害から市民の生命と財産を守ることは、都市として重要かつ最も基本的なことであるため、治水事業の推進により、安全と安心の確保に努めます。

また、下水道は公共用水域の水質を保全し、優れた環境を保全するなど、日常生活に欠かせない機能を有する施設であることから、効率的かつ計画的な整備を進めます。

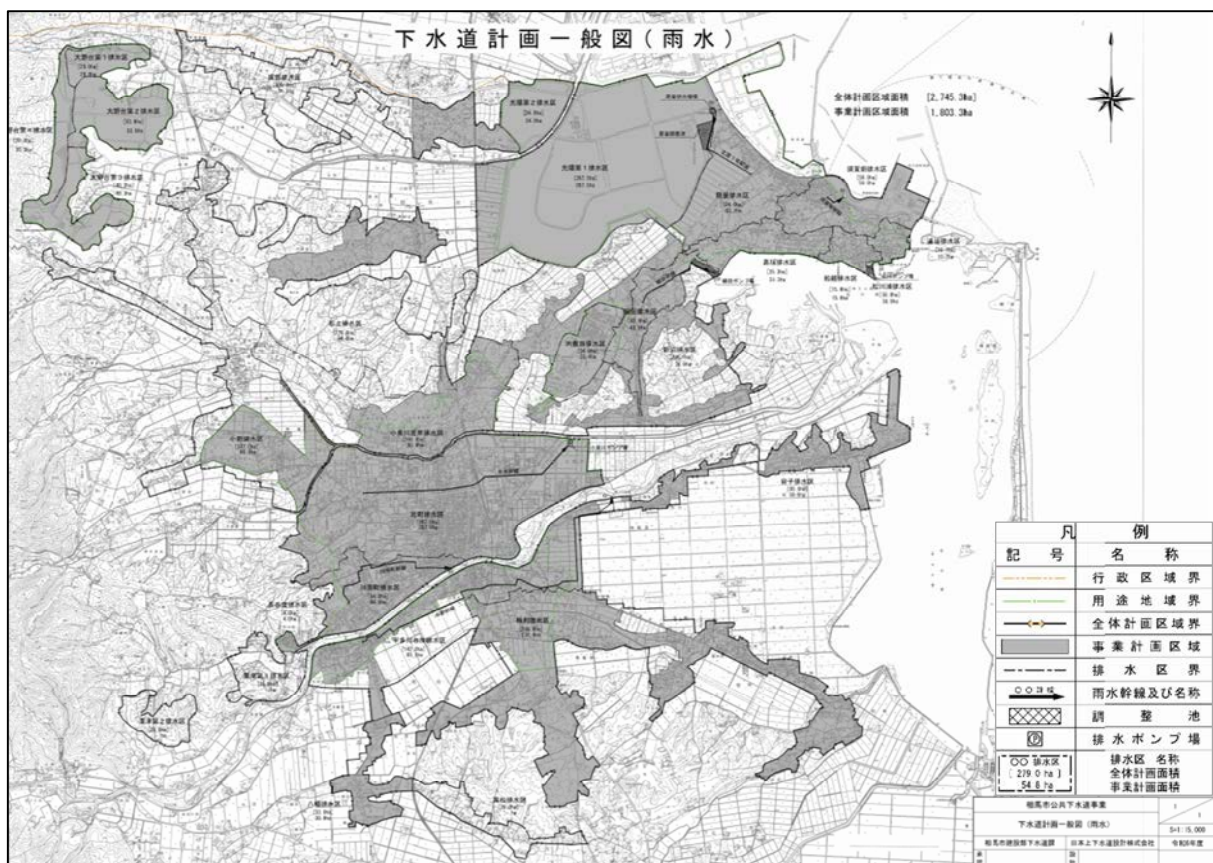
(1) 河川の整備方針

- ・河川の氾濫等の浸水被害を防止・軽減するため、令和元年東日本台風で被害のあった二級河川宇多川、小泉川等について、河川管理者である県と連携して河川改修など、治水力の強化を進めています。
- ・市が管理する普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、計画的に土砂の^{しゅんせつ}浚渫を行い、雨水流下能力を確保します。
- ・地域の特性に応じ、親水空間を創出するとともに、良好な都市景観の形成に努めます。

(2) 下水道の整備方針

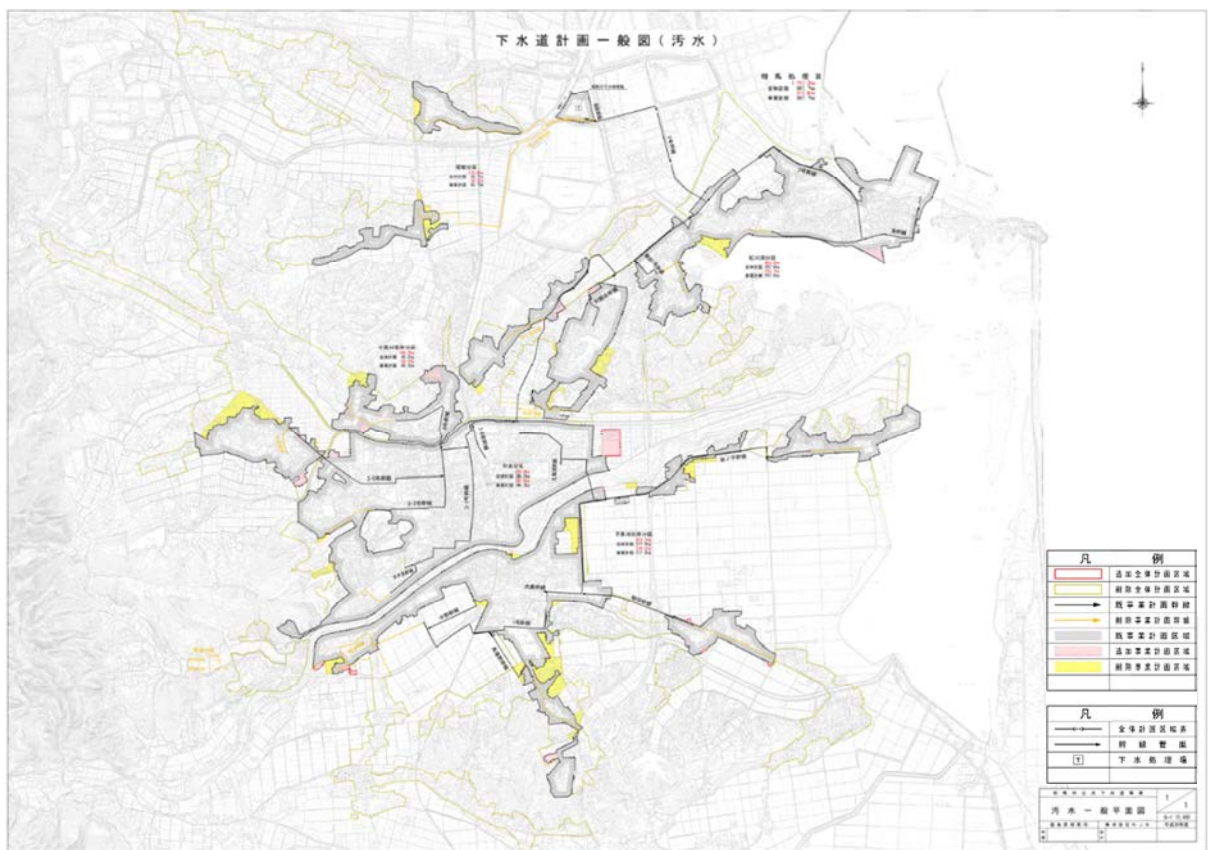
- ・下水道は、河川等公共用水域の水質悪化防止のため、公共下水道の整備及び接続を推進します。
- ・公共下水道の整備が非効率的な区域は計画の見直しを行い、合併浄化槽の設置促進により生活環境の向上に努めます。
- ・頻発する地震や豪雨などの自然災害に対応していくため、下水道インフラ施設に求められる耐震性や耐水性を確保した施設改修及び長寿命化を計画的に取り組みます。

S



出典：相馬市公共下水道事業計画

図 下水道計画一般（雨水）



出典：相馬市公共下水道事業計画

図 下水道計画一般（污水）

3. その他の都市施設の整備方針

市民生活上、火葬場、ごみ焼却場及び汚物処理施設等は必要不可欠な都市施設であるため、これらの施設周辺の景観や環境を考慮し、適切な維持管理に努め現施設の有効活用を図ります。

(1) 火葬場の整備方針

- ・ 赤木地区に相馬方部衛生組合管理の火葬場(一里壇斎苑)が整備されています。
- ・ 今後も周辺景観に配慮した施設の維持管理や機能充実に努め、利用者の利便性向上を図ります。

(2) ごみ焼却場の整備方針

- ・ 光陽地区に相馬方部衛生組合管理のごみ焼却場（光陽クリーンセンター）が整備されています。
- ・ 環境との調和を図るため、建築物等の形状や色彩、敷地周辺の緑化に配慮した施設です。
- ・ 計画処理能力に対応した24時間連続稼働がなされており、今後も周辺景観に配慮した施設の維持管理や機能充実に努め、利用者の利便性向上を図ります。

(3) 汚物処理施設の整備方針

- ・ 光陽地区に相馬方部衛生組合管理の衛生センター（し尿処理場）が整備されています。
- ・ 今後も周辺環境に配慮した適切な維持管理に努めます。

(4) 市場の整備方針

- ・ 赤木地区に相馬総合地方卸売市場、尾浜地区に相馬原釜地方卸売市場が整備されています。
- ・ 今後も需要に応じた施設整備や適切な運営に努め、利用者の利便性向上を図ります。

第3節 都市環境の方針

1. 公園・緑地等の整備方針

緑や水辺等の自然は、暮らしに潤いと安らぎをもたらし、日常生活に欠くことのできない貴重な資源です。

環境と共生するまちづくりを積極的に進め、良好な住環境を実現していくため、緑の保全・創出を行います。そのため、公園緑地の整備、緑地や樹木の保全と活用、緑豊かな地区環境の形成、水辺環境の保全、親水空間の整備等を進め、快適な都市環境の創出に努めます。

(1) 公園等の整備方針

①住民参加型の公園づくり

- ・利用者の立場に立ち、地域の特性を生かした公園にするため、公園の計画的な整備や管理のあり方等について住民参加による公園づくりに努めます。

②運動公園づくり

- ・健康増進や憩いの場である相馬光陽パークゴルフ場、相馬光陽サッカー場、相馬光陽ソフトボール場、尾浜ビーチバレーボール場、角田公園テニスコートのスポーツ施設の適切な維持管理に努めます。

③身近な小広場づくり

- ・市民が身近に交流する場として、まちかどのポケットパークや小広場づくりに努めます。

④利用しやすい公園づくり

- ・公園内の老朽化した遊具の更新を推進し、市民が利用しやすい公園づくりに努めます。

⑤観光交流型の公園づくり

- ・尾浜こども公園は、本市の復興のシンボルとなる施設として、令和2年に開園しました。大きな風車をデザインした滑り台などの屋外遊具のほか、多様な屋内遊具を備えています。多くの人が集う観光交流型の公園としての機能充実に努めます。



相馬光陽パークゴルフ場



相馬光陽サッカー場



尾浜こども公園

①海洋性レクリエーション拠点づくり

- ## ②親水空間づくり

- ### ③松川浦、海辺の環境づくり

- ### （３）緑豊かな地区環境の形成

-
- Map of Maebashi City showing the location of Maebashi IC and surrounding areas. The map includes labels for various parks, sports facilities, and transportation routes. A legend on the right explains the symbols used.
- Legend (凡例):**
- 街区公園 (Neighborhood Park)
 - 地区公園 (Regional Park)
 - 総合公園 (Comprehensive Park)
 - ▲ 近隣公園 (Neighborhood Park)
 - ▼ 都市緑地 (Urban Green Space)
 - スポーツ拠点 (Sports Hub)
 - その他の施設 (Other Facilities)
 - 海洋性レクリエーション施設 (Marine Recreation Facility)
 - 農地、集落、自然等 (Farmland, Settlement, Nature, etc.)
 - 都市計画区域 (Urban Planning Area)
 - 主要道路 (Main Road)
 - 環境軸 (河川) (Environmental Axis (River))
 - 交通軸 (J R 常磐線) (Transportation Axis (JR Toei Line))
- Map Labels:**
- 大野台公園 (Ono-dai Park)
 - 至仙台 (To Sendai)
 - 相馬光陽パークゴルフ場 (Soma Koryu Park Golf Course)
 - 相馬光陽ソフトボール場 (Soma Koryu Softball Field)
 - 相馬光陽サッカー場 (Soma Koryu Soccer Field)
 - 松川浦環境公園 (Matsukawaura Environment Park)
 - 尾浜こども公園 (Oshiba Children's Park)
 - 高平公園 (Takahira Park)
 - 原釜尾浜海水浴場 (Hakabunohama Beach)
 - 相馬市尾浜ビーチバレーボール場 (Soma City Oshiba Beach Volleyball Field)
 - 刈敷田西公園 (Kasakida Nishi Park)
 - 刈敷田東公園 (Kasakida Higashi Park)
 - 坪ヶ迫東公園 (Tsuetsukimachi Higashi Park)
 - 相馬駅 (Soma Station)
 - 前沢目公園 (Maesazaki Park)
 - 高池前公園 (Takachiaki Park)
 - 川沼西公園 (Kawanuma Nishi Park)
 - 桜ヶ丘公園 (Sakuragaoka Park)
 - 桜ヶ丘東公園 (Sakuragaoka Higashi Park)
 - 馬陵公園 (Bakuryo Park)
 - 新町緑地 (Shinmachi Green Space)
 - 相馬IC (Soma IC)
 - 沖の内公園 (Okinouchi Park)
 - 塚ノ町緑地 (Tsukanocho Green Space)
 - 北飯沢公園 (Kitaibanazawa Park)
 - 角田公園テニスコート (Kakuta Park Tennis Court)
 - 角田公園 (Kakuta Park)
 - 日立木駅 (Hitakiki Station)
 - 至福島 (To Fukushima)
 - 至首都圏 (To Capital Area)
 - 松川浦県立自然公園 (Matsukawaura Prefectural Natural Park)

図 公園・緑地等の整備方針

2. 都市景観の整備方針

総合的なまちづくりの視点から、自然環境と調和した都市景観の保全・育成に努め魅力ある市街地の形成を目指します。良好な自然景観や歴史的資源については、適切な保全を図り、美しいまちづくりに努めます。

(1) 緑や地形を重視した自然景観の保全

- ・県内唯一の潟湖であり、県立自然公園に指定されている松川浦や西部丘陵地の自然景観等の貴重な資源を重視し、保全を図ります。また、建築や開発行為等に対しては、その自然景観保全のための指導・誘導に努めます。

(2) 歴史的景観の保全と活用

- ・馬陵公園及び周辺の歴史的資源や旧陸前浜街道松並木に代表される旧道等歴史的景観の保全に努めるとともに、歴史的景観を生かした景観の整備や散策路の整備等による個性と魅力あるまちづくりの形成に努めます。

(3) 環境緑地としての農地の保全

- ・市街地周辺の斜面緑地や農地については、緑の景観を形成する環境緑地ととらえ、保全に努めます。

(4) 和風デザインの推進

- ・東日本大震災後に整備した災害市営住宅をはじめとする復興関連施設や、被災した市公共施設の整備には、城下町として周囲と調和が図れる統一したデザインを導入しています。
- ・本市が誇る中村城跡を中心とした中心市街地において、和風のまちなみの整備を進めることにより、都市景観の向上と観光交流人口の増加を目指します。



出典：中心市街地公共建築デザインコード

第4節 都市防災の方針

1. 災害に強いまちづくりの方針

市民が安心して日常生活を送り、災害が発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する災害に強い安全な都市を目指します。このため、都市基盤の整備や地域・市全域の防災体制の強化を図るとともに、市民・企業・行政が一体となった防災まちづくりに努めます。

(1) 防災拠点施設等の整備

防災拠点施設の機能強化を図るため、市役所、防災備蓄倉庫、地区防災集合所の建設及び防災行政無線システムの構築などを実施しました。今後は、これらを活用し防災体制の強化を図るとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化し市民の安全を守ります。

(2) 緊急情報の伝達手段の多重化

土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、避難指示等の発令情報を市民等に迅速に周知または伝達するため、防災行政無線のほか、市防災メールや市ホームページなどにより災害情報の配信を行い、伝達手段の多重化を図り、緊急情報を市民等に確実に周知または伝達できるように努めていきます。

(3) 避難路及び避難場所の安全確保

河川等により市街地が分断されている本市の地域特性を踏まえ、それぞれの地域単位での災害時における避難場所、避難経路の確保・整備に努め、災害に強い住環境の整備を推進します。

避難道路は、災害時に有効に活用できるよう、周辺道路とのアクセス状況などを検証し、長寿命化や維持管理に努めます。

非常時の避難、救助活動の拠点となる学校や公民館等の公共施設の耐震性・耐火性の向上に努めます。

(4) 市街地の防災性能の向上

市街地における建築物の耐震化及び不燃化を促進し、風水害、火災、地震等による建造物の損害を予防するための事業及び対策について、都市計画等と合わせて都市構造そのものの防災性の向上に努めます。

(5) 建築物等における耐震性の向上

公共施設等の公共性の高い施設の建設にあたっては、耐震性の向上に努めます。

また、地震発生時の建築物等の倒壊は、被害の拡大や消防・救援活動に支障をきたすおそれがあるため、所有者等が耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度を活用しながら建築物等の耐震化に努めます。

(6) ライフラインの確保

事業者と協力して水道・電気等のライフラインの機能確保や物流の代替機能の確保に努めます。

(7) 産業災害の防止

工業団地等への企業集積に伴い、産業関係の災害の発生も予想されるため、危険物等を取り扱う企業には緩衝緑地等の設置を促すとともに産業災害の未然防止に努めます。

2. 総合的な治山・治水・雨水対策の方針

(1) 宇多川・小泉川水系流域治水プロジェクトの推進

宇多川・小泉川において、国、県、市など流域の関係者が一体となって、上流部の砂防施設の整備、河口部等の河道掘削、森林整備や治山事業などのハード対策から、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置などのソフト対策など、治水の総合対策「流域治水」を推進します。

(2) 普通河川の土砂浚渫^{しゅんせつ}（再掲）

市が管理する普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、計画的に土砂浚渫^{しゅんせつ}を行い、雨水流下能力を確保します。

(3) 湛水防除施設の整備

湛水被害の発生防止のために必要な施設整備を行うとともに、適切に更新・維持管理を図ります。

(4) 雨水流出抑制対策の推進

雨水流出抑制対策としては、地形条件や地域の特性を生かし、雨水を調整池等で貯留を図るように指導、誘導していきます。また森林は、水源涵養等多様な機能を有することから適正な森林保全の推進等に努めます。

(5) 土砂災害防止対策の推進

土砂災害の被害を防ぐための砂防関係施設等の整備については、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施できるよう県に働きかけを行い、事業の促進を図ります。

(6) 市街地の浸水対策の推進

浸水被害を最小限度に抑えるため河川管理者との連携を強化しつつ、迅速に対応するため、令和3年3月に大型排水ポンプ車を配備しました。排水作業の訓練を徹底するなど今後の豪雨災害に備えます。

また、水害等による災害リスクを可視化した3D都市モデルを活用し、災害時の避難経路や危険な場所の把握など地域住民の防災意識の向上を図ります。